

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

2024年8月19日

阪神高速道路株式会社

代表取締役社長 吉田 光市

1 業務概要

(1) 業務名

「安全・安心・快適」PR広告業務（2025年度）外に係る総合コンサルティング業務

(2) 業務内容

本業務は、「安全・安心・快適」PR広告業務、高速道路リニューアルプロジェクト事業意義訴求広告業務及び阪神高速リニューアルプロジェクト工事広告業務に係る全ての業務について、統一的なコンセプトのもと、各種広告媒体の特性を活かして最適な時期・内容等により広告を実施するものである。また、当社の複数部署がそれぞれ担当する各業務の効果的な連携・連動を図ることにより、全ての業務の広告効果を最大限に発揮させ、更なる企業イメージの向上及び事業理解や共感を醸成するための総合的な広告コンサルティング業務を行うものである。

(3) 履行期限 契約締結日から3年間

2 企画競争参加資格

(1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条各号に掲げる者に該当しないこと。

(2) 阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しないものであること。

(3) 参加表明書の提出時に、次の①から④までの資料を提出した者であること。

① 商業・法人登記事項証明書の写し

② 営業経歴書

③ 財務諸表類

④ 納税証明書の写し

(4) 当社から競争参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 参加表明書の提出期限の日から企画提案書の特定通知の日までの期間に阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(6) 企業に必要とされる実績及び提示方法

2019年度以降、当社を含む企業の広告宣伝において、元請として以下の①～③を満たす企業単体の業務実績を有すること。

①テレビCM、ラジオCM、新聞広告及びインターネット広告の全てを実施し完了した実績があること。（全てを実施し完了した実績については、複数の業務にまたがっ

て証明してもよい。)

② 1つの業務において、①に示すCM及び広告のうち3つ以上の媒体を実施し完了した実績が1件以上あること。

③業務実績は3件まで提示できるものとし、その契約額の合計が5億円以上(税込)であること。

※完了とは、契約の完了又は契約中ではあるが広告業務を実施し終了したものを含むものとする。

(7) 配置予定統括責任者に必要とされる実績及び提示方法

2019年度以降、当社を含む企業の広告宣伝において、元請かつ業務を取りまとめる責任ある立場として以下の①～③を満たす業務実績を有すること。

なお、統括責任者は、全ての業務を統括して関与・指揮する者として、1名を配置するものとし、個別契約の責任者を兼ねることができる。

①テレビCM、ラジオCM、新聞広告及びインターネット広告の全てを実施し完了した実績があること。(全てを実施し完了した実績については、複数の業務にまたがって証明してもよい。)

② 1つの業務において、①に示すCM及び広告のうち3つ以上の媒体を実施し完了した実績が1件以上あること。

③業務実績は3件まで提示できるものとし、その契約額の合計が2億円以上(税込)であること。

※完了とは、契約の完了又は契約中ではあるが広告業務を実施し終了したものを含むものとする。

(8) 詳細は説明書による。

3 手続等

(1) 担当部署

阪神高速道路株式会社 経理部契約課 樋渡

(住 所) 〒530-0005 大阪市北区中之島3-2-4

(電 話) 06-6203-8888 (代) (内線 3474)

(F A X) 06-6203-8313

(E-mail) keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp

受付時間：午前10時から12時まで、午後1時から4時まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：本公示の日から2024年11月1日(金)午後4時まで

② 交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記(1)の担当部署へその旨申し出ること。

- ・阪神高速道路株式会社ホームページ（購入等の入札公告）

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/buppin/>

- ③ 交付図書のダウンロード手順：②のサイトにて、当該購入等の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL 情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

（3）参加表明書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：2024年9月6日（金）午後4時必着
- ② 提出場所：（1）に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）すること。持参する場合の受付時間は説明書の交付開始日から参加表明書の提出期限までの毎日（休日を除く）、午前10時から12時まで、午後1時から4時まで

（4）企画提案書の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：2024年11月1日（金）午後4時必着
- ② 提出場所：（1）に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（配達記録の残るものに限る。）すること。持参する場合の受付時間は説明書の交付開始日から企画提案書の提出期限までの毎日（休日を除く）、午前10時から12時まで、午後1時から4時まで

（5）企画提案に関するプレゼンテーションの日時及び場所

2024年11月27日、28日頃を予定している。日時、場所及び留意事項等は企画提案者に対して別途通知する。

4 その他

- （1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）関連情報を入手するための照会窓口 3（1）に同じ。
- （3）参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- （4）提出された参加表明書及び企画提案書は、提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- （5）参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- （6）参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該書類を無効にするるとともに、虚偽の記載をした提出者に対して競争参加停止措置を行うことがある。
- （7）企画提案書が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、当社関係規程に基づく契約手続の完了までは、当社との契約関係を生じるものではない。
- （8）企画競争の実施の結果、企画提案内容が当社の求める水準に達しないときは、企画提案書を特定しないことがある。
- （9）提出期限までに到達しなかった参加表明書及び企画提案書は、いかなる理由をもって選定又は特定しない。

- (10) 参加表明書及び企画提案書の提出期限以降における差し替え及び再提出並びに記載された内容の変更は原則として認めない。
- (11) 企画競争に参加する者は、本企画競争参加により知り得た情報について、守秘義務を負うこととする。
- (12) 企画提案書には、企画提案者を類推できるようなもの（企業名・企業ロゴ等）を記載してはならない。また、プレゼンテーション時にも、評価者が企画提案者を類推できないように留意しなければならない。
- (13) その他の詳細は説明書による。

(参考資料)

○阪神高速道路株式会社契約規則

(競争参加不適合者)

第6条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させないものとすることができる。

- 一 制限行為能力者（契約の締結及び履行のために法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ている者を除く。）
- 二 破産者で復権を得ない者
- 三 建設業法その他の法令の規定により許可等を必要とする営業である場合において、その許可等を有しない者
- 四 次のいずれかに該当すると認められる者のうち、該当する事実があった後3年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者を含む。）
 - イ 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料若しくは物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害した者又は不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり、社員（会社の使用人をいう。以下同じ。）の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由なしに、契約を履行しなかった者
 - ヘ イからホまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 五 前号の規定に該当する者を入札又は見積りの代理人として使用する者
- 六 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 七 競争参加資格に関する審査申請書（添付書類又は資格審査申請用データを含む。）の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 八 阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則（平成21年阪神高速規則第3号）に基づく入札等除外措置を受けている者又は同規則別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する者
- 九 法令の規定に違反して営業を行った者